

小委員会交渉の概要

交渉日：令和4年8月25日（木）15時25分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長、書記次長

事項	組合主張	当局主張
同性とパートナー関係にある職員に関する諸制度について	<ul style="list-style-type: none"> ○本年2月に「東京都パートナーシップ宣誓制度」の素案が公表され、4月に都労連が「同性とパートナー関係にある職員に関する諸制度の改善要求書」を提出して以降、労使で精力的に議論を積み重ねた ○今回の提案は、都労連が2020年から毎年、異性のパートナーをもつ職員と、同性とパートナー関係にある職員が性の在り方によって区別されることがないように、制度改善を求めてきた要求の実現となることから、この場で承諾 ○運用開始までに職員が制度創設の目的を深く理解し、各職場において制度を利用できる環境作りを進めなければならず、職員が委縮することなく制度を利用できる職場環境作りに向けて、様々な方法・手段を用いて普及啓発していくことも必要 ○東京都パートナーシップ宣誓制度が11月1日に運用開始されることから、職員と職場に十分な周知を行い、制度が円滑に導入されることを要求 	<ul style="list-style-type: none"> ○皆さんからは、本年11月1日の「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用開始に遅れることなく、諸制度の改善について具体的な提案を早急に示すよう、連日強い要求を頂いており、慎重に検討を重ねた結果、休暇・休業等制度、手当制度及び旅費制度について、具体的な見直し案を取りまとめた ○配偶者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者等を対象とする休暇・休業等制度、手当制度及び旅費制度について、国が法令等により対象を規定している制度を除き、新たに「東京都パートナーシップ宣誓制度」を利用する職員にも適用 ○休暇・休業等制度で13制度、手当・旅費制度で7制度について、会計年度任用職員については、休暇・休業等制度で12制度について、見直しを実施 ○本見直しは、「東京都パートナーシップ宣誓制度」を利用する職員に加え、これと同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けた職員についても適用 ○実施時期は、東京都パートナーシップ宣誓制度が運用開始となる本年11月1日からとし、今後、規定整備等の必要な準備を進める
育業等に関する制度について	<ul style="list-style-type: none"> ○8月10日の小委員会交渉において提案された育児休業制度等に関する6提案についても、いずれも都労連要求を実現するものであることから、この場で承諾 	

事項	組合主張	当局主張
育児等に関する 制度について (続き)	○「地方公務員の育児休業等に関する法律」 等を改正する法律が本年10月1日に施 行されることから、職員と職場に十分な 周知を行い、制度が円滑に導入されるこ とを要求	